（公印省略）

神健保医第４６７号

令和４年６月２３日

関係団体、医療機関　各位

神戸市保健所長　楠　信也

「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について」及び

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の

一部改正について（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

会員、職員等関係者に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文　別添のとおり

(1)　令和４年４月１日付医政発0401第24号厚生労働省医政局長通知

(2)　令和４年６月17日付医政発0617第２号厚生労働省医政局長通知

２　概要

(1)　令和４年４月１日付で医療法施行規則が改正され、放射性医薬品を投与された患者の特別措置病室からの退出に係る手続、基準が定められ、令和４年10月1日より施行されることとされた。

(2)　令和４年４月１日付通知において、追って通知するとされた特別措置病室の使用に当たり留意すべき事項が示された。

なお、別添の新旧対照表のうち、取扱通知の別紙「女子の線量限度の適用除外についての書面の運用に係る留意事項」の改正箇所については、令和４年６月17日付けで施行されていることに御留意ください。

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp